平成 29 年度（2017 年度）

金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私　　法

B 日程入試

（注意）
１．問題冊子（表紙を含む）は３枚です。
２．問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
３．問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
４．解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
５．問題１と問題２の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 29 年度（2017 年度）金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私　　法

※　問題１と問題２の解答は、それぞれ別の解答用紙を用いること。

問題１

つぎの事例を読んで、あとの【問１】【問２】に答えなさい。

Ａは、パソコンを１５万円で購入する旨の注文をし、その代金を振込みの方法で支払おうとし、Ｂ銀行のＡＴＭにおいて、Ｂ銀行における自己の普通預金口座から、Ｃ銀行における売主Ｄの普通預金口座への振込み手続きを行った。しかし、その際、Ａは、Ｄの口座番号を誤って入力してしまい、実際の振込み手続きは、Ｃ銀行におけるＥの普通預金口座に対してなされた。

３日後、Ａは、Ｄから、入金がなされていないとの連絡を受け、振込み先が誤っていたことに気づいた。Ａは直ちにＢ銀行に連絡したが、Ｂ銀行は、「既にＣ銀行に振込指図をしており、こちらでは対応できません。」と返答した。

次にＡは、Ｂ銀行を介してＣ銀行に連絡し、Ｅの普通預金口座への入金記帳を取り消すよう要請した。ところが、Ｃ銀行は、「既にＥの口座に１５万円の入金記帳をしており、入金記帳後にこれを取り消すにはそもそもＥの承諾が必要である。また、この預金については、ＣがＥに対する貸金債権との間で相殺して、消滅しています。対応できません。」と返答した。

【問１】

Ａは、Ｅに対して１５万円の返還を請求することができるかを論じなさい。

【問２】

Ａは、Ｃに対して１５万円の返還を請求することができるかを論じなさい。

問題２

つぎの事例を読んで、あとの【問い】に答えなさい。

Ｘ株式会社（以下、「Ｘ社」とする。）は、取締役会設置会社であり監査役設置会社である。Ｘ社は、種類株式発行会社ではない。

Ｘ社は、事業戦略の見直しを検討しており、その一環として、Ｘ社の子会社であるＡ株式会社（以下、「Ａ社」とする。）の全株式を売却することを考えた。Ａ社は、会社法上の公開会社であるが上場会社ではなく、種類株式発行会社ではない。また、Ａ社は、株券発行会社ではない。Ａ社の株主は、Ｘ社だけである。

Ｘ社は、Ｙ株式会社（以下、「Ｙ社」とする。）との間で、Ｘ社が保有するＡ社株式をＹ社に対して全部譲渡する契約（以下、「本件譲渡契約」とする。）を締結することにした。

Ｘ社の総資産額は１００億円であり、Ｘ社が保有するＡ社株式全部の帳簿価額は２５億円であった。また、従来、Ｘ社の事業戦略上、Ａ社は重要な子会社であった。そのため、Ａ社株式全部の譲渡は、Ｘ社にとって、「重要な財産の処分」（会社法３６２条４項１号）に該当した。

そこで、Ｘ社は、取締役会を開催し、Ｘ社の取締役全員の賛成により、本件譲渡契約を承認した。なお、本件譲渡契約に関して、Ｘ社の株主総会決議は行われなかった。

その後、Ｘ社は、Ｙ社との間で、本件譲渡契約を締結した。

【問い】

本件譲渡契約が有効か否かについて論じなさい。